

# 在日外国人問題の同時代性と地域性

——川崎市・京都市・大阪市の地域福祉と学校教育——

元 森 絵里子

## はじめに

2021年8月、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つに掲げたオリンピック・パラリンピック東京2020大会が1年遅れで行われた。ここでいう「多様性」には、性の多様性、障害などと並んでルーツの多様性が想定されている。今や、外国にルーツを持つ日本人や日本国籍ではないが日本に暮らす住民がいることは広く知られ、差別を撤廃し、人権を尊重した、インクルーシブな社会を目指すべきことは公的な価値となっている。しかし、今もって認識不足が指摘され、差別事件が繰り返し問題となる状況であり、近過去を見ても、外国ルーツの住民が多く住む地域以外では、そのような社会問題が存在するという事実すら認識されづらかったといえるのではないだろうか。

1970, 80年代ごろの日本の「外国人問題」は、在日韓国朝鮮人の差別と人権をめぐる諸問題だった。それに対応したのは、集住地域の諸アクターであった。その様相は、同時代的な背景や全国的な運動の連帯を背景とする同一性と、地域ごとの資源やアクターに由来する差異とが交錯するものといえる。しかし、このような動きは、集住地域以外にはほとんど知られてこなかったことも事実である。

「多文化共生」という言葉が人口に膾炙し始めたのは1990年代後半であるが<sup>(1)</sup>、ナショナルレベルの多文化共生施策が動き出すのは、2006年3月の総務省「地域における多文化共生推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生

推進プランについて」ごろからである<sup>(2)</sup>。同時期に、「生活者としての外国人」という概念が提案された。「移民」を公的に認めない入管政策を前提にしつつ、実態として増える定住外国人に対しては、入国管理・在留管理や不法就労を含む労働問題の視点とは別に、生活圏における生活支援や成人の識字や日本語学習の保障、学齢期の子どもをめぐる公教育における民族的アイデンティティの保障と将来的な社会経済的地位の保障につながる学力保障・進路保障などに包摂していこうという機運が生まれたのである。これはつまり、具体的な支援は、子どもを含む弱者の生活圏である「地域」、すなわちそこにすでに存在する公私の資源とアクターに依存する構造になっているということである。

では、各「地域」は、これまで、どのように在日韓国朝鮮人の問題に対応し、その先に、現代、すなわち、「多文化共生」「多様性と調和」がナショナルレベルで掲げられつつ実際の支援は「地域」に委ねられている時代を、どう迎えているのだろうか。本稿は、地域における在日外国人をめぐる地域福祉と子どもの教育をめぐる公私の実践・施策の歴史を、時代的な共通性と地域ごとの差異の双方に注目して記録するものである。それらを通して、在日外国人の生活実態や支援の実践が他地域に知られづらい構図があったとしたらそれはいかなるものか、また、その構図に近年変化があったのかを検討する素材を提供したい。

続く第1章では、各地に共通する時代背景として、おおまかな歴史的な流れを確認する。そのうえで、第2～4章では、在日韓国朝鮮人の集住地域を抱え、各種運動や実践の場として代表的な川崎市・京都市・大阪市の3市の聞き取り・視察調査の結果を、第1章で記した時代ごとに報告する。具体的には、大人を対象とする地域福祉(生活支援や成人教育を含むこととする)と学齢期の子どもをめぐる公教育での実践・施策の展開関係を、それをめぐる市民運動や行政の対応も含めて、3市の差異に注目して大まかに描き出す。その際、在日韓国朝鮮人問題を積極的に主題化していく論理・アクターに加え、その周囲のそうでない論理・アクターにも注目していく。

この3市調査は、明治学院大学社会学部附属研究所特別推進プロジェクト「内なる国際化に向けた生活保障システムの再編」(2017～2019年度、代表：野沢慎司)および一般プロジェクト「在日外国人等を対象とする教育・生活支援施策の展開と現代的課題」(2020年度、代表：坂口緑)の一環として、坂口緑・藤川賢と共同で行ったものである。この3市は、「多文化共生」の誕生の地である川崎(桜本)と、多文化を掲げた地域福祉で有名な京都(東九条)、桁外れの在日韓国朝鮮出身者を抱え教育実践で著名な大阪(生野)をまず選んだものであり、中華系オールドカマーを多く抱える横浜市や神戸市、ニューカマー労働者の大量流入を経験した中京圏や北関東などの事例も加えて議論を広げうることを書き添えておく。

聞き取り調査先一覧は表のとおりである<sup>(3)</sup>。

表 聞き取り調査先<sup>(4)</sup>

川崎関係	
2018/02/28	神奈川県立地球市民かながわプラザ(あーすぶらざ)聞き取り(神奈川県の外国人市民の現状と活動の概要について)
2018/09/10	川崎市ふれあい館・青丘社A氏聞き取り(活動の経緯と現状について)
2018/09/10	川崎市市民文化局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当聞き取り(各政策の経緯と現状について)
2018/11/19	元川崎市職員B氏聞き取り(1996外国人市民会議制定経緯について)
2018/12/13	元校長・市教育委員会指導主事C氏聞き取り(1998外国人教育方針改定経緯について)
2019/04/17	川崎市外国人市民施策担当専門調査員D氏聞き取り(2015多文化共生社会推進指針改訂について)
2019/04/26	川崎地方自治研究センター研究員E氏聞き取り(革新自治体の影響について)
2019/05/26	川崎市ふれあい館職員F氏聞き取り(ニューカマー支援と現状について)
2019/07/12	元市教組役員・元ふれあい館職員G氏聞き取り(1980年代の教組・市・ふれあい館の関係について)
2019/07/26	川崎市国際交流センター職員聞き取り(在日外国人施策・実践の現状について)
2019/07/26	川崎市教育委員会学校教育部指導課特別支援教育担当電話聞き取り(児童支援コーディネーター制度概要および外国ルーツの児童生徒支援の現状について)
2019/07/29	元川崎市教員組合役員H氏聞き取り(教育現場および教組の関わりについて)
2019/09/24	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室／川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課電話聞き取り(川崎市地域包括ケアにおける外国人支援

## 在日外国人問題の同時代性と地域性

- の位置づけについて確認)
- 2021/01/21 全国外国人教育研究協議会 I 氏・J 氏オンライン聞き取り(全外教の歴史について、神奈川県・川崎市の外国人教育運動について)
- 2021/09/15 川崎市教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当聞き取り(学校教育における在日外国人教育の歴史と現在について)

### 京都関係

- 2018/01/25 京都YWCA多言語電話相談・支援活動APT担当者レクチャー(活動概要について)
- 2018/01/25 希望の家A氏レクチャー(東九条・40番地の歴史について)
- 2018/01/25 京都市地域・多文化交流ネットワークサロンB氏レクチャー(サロン事業の概要について)
- 2018/01/25 NPO法人東九条まちづくりサポートセンター(まめもやし)C氏レクチャー(東松ノ木町地区(40番地)の歴史と現状について)
- 2019/01/28 京都市教育委員会学校指導課指導主事D氏・E氏ほか聞き取り(京都市の在日外国人教育の歴史的経緯と外国人教育の基本方針について)
- 2019/01/28 希望の家A氏聞き取り(希望の家の活動と東九条の歴史について詳細確認)
- 2019/01/28 民族講師F氏聞き取り(京都市の民族教育の歴史について)
- 2019/01/29 希望の家カトリック保育園保育士G氏レクチャー(多文化保育について)
- 2019/01/29 京都市国際課推進室聞き取り(京都市の外国人住民の現状および国際交流・多文化共生施策の歴史と現状について)
- 2019/12/06 希望の家H氏聞き取り(東九条のまちづくりの歴史と現在の動きについて)
- 2019/12/06 京都市教育委員会学校指導課指導主事D氏聞き取り(京都市における同和・外国人教育の実態について)
- 2019/12/06 元民族講師・土曜コリア教室講師I氏聞き取り(京都市の民族学級の歴史について)
- 2019/01/28 京都市国際交流協会聞き取り(在日外国人施策・実践の歴史と現状について)
- 2019/01/29 京都市地域・多文化交流ネットワークサロンB氏聞き取り(京都市の在日外国人支援の歴史とサロン事業について)
- 2019/01/30 京都府国際センター聞き取り(京都府と京都市の在日外国人支援について)
- 2020/10/07 オモニハッキョ等ボランティア経験者J氏オンライン聞き取り(京都における在日コリアンの運動支援について)
- 2010/10/09 伏見青少年活動センター聞き取り(多文化共生事業および京都市の外国ルーツの若者支援について)
- 2021/02/08 全国外国人教育研究協議会K氏オンライン聞き取り(全外教・全外教京都の歴史について、京都市の外国人教育運動について)

### 大阪関係

- 2019/01/29 コリアNGOセンターMinamiこども教室A氏レクチャー(学習支援教室の運営とその背景について)
- 2019/01/30 大阪府市民局ダイバーシティ推進室B氏、C氏、大阪府教育委員会事務局指導部指導主事D氏、大阪国際交流センターE氏聞き取り(大阪府の多文化共生施策について)

- 2019/01/30 特定非営利法人コリアNGOセンターA氏聞き取り(近年の在日韓国朝鮮人問題について)
- 2019/01/30 コリアNGOセンターおよびクロスベイズF氏まちあるきレクチャー(大阪市生野区の歴史と現在について)
- 2020/10/23 クロスベイズF氏オンライン聞き取り(大阪市生野区における多文化共生ネットワークの新たな動きについて)
- 2020/10/30 大阪市教育委員会事務局指導部人権・国際理解教育担当指導主事D氏, 大阪市教育センター指導主事・市人教事務局G氏, 同指導主事・市同教事務局H氏聞き取り(大阪市学校教育における外国籍住民の教育の取り組みについて)
- 2021/03/08 元大阪府教育委員会社会同和担当社会教育主事 I 氏レクチャー(大阪市社会教育行政における外国籍住民問題の取り組みについて)
- 2021/03/12 RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク) J 氏, 大阪国際交流センター E 氏, 学習支援室主催 K 氏オンライン聞き取り(外国籍住民の教育問題に関する全国の動きと大阪府の動きの連関について)
- 2021/03/16 全国人権教育研究協議会 L 氏オンラインレクチャー(同和教育および人権教育について)
- 2021/09/07-8 元全国同和教育研究協議会 M 氏電話聞き取り(大阪市の同和教育と外国人教育の継承関係について)
- 2021/10/01 大阪国際交流センター E 氏, N 氏聞き取り(在日外国人施策・実践の歴史と現状について)

その他

- 2020/01/10 ダイバーシティ研究所 X 氏レクチャー(多文化共生の歴史とダイバーシティ概念への展開について)

## 1 おおまかな時代区分——在日韓国朝鮮人問題から多文化共生へ?

### (1) 前史

敗戦直後の時期の在日韓国朝鮮人住民の実態史については、郷土史家を含む歴史学者による解明によりわずかにわかっている程度である。日本の敗戦による解放と日本国籍の剥奪、朝鮮戦争と祖国の分断という混乱のなかでの、在日朝鮮人総联合会と在日本大韓国民団につながる民族団体の対立や、民族教育をめぐる日本政府を相手とする闘争についてはよく知られているが、その陰で貧困と無教育のなかで集住地域に取り残された住民も少なくない。そこでは、キリスト教会などによる医療支援や保育所設置等の地域福祉が展開されていた

と考えられる<sup>(5)</sup>。

学校教育では、1948年のいわゆる朝鮮学校閉鎖令に端を発する「4.24阪神教育闘争」を経て、自治体と朝鮮人団体との間の覚書による民族学級や公立朝鮮人学校が設立される。しかし、1959年からの朝鮮民主主義人民共和国への帰国事業による朝鮮学校の隆盛もあり、民族学級はやがて各地で消滅・形骸化していく(中島 1981；マキー 2012)。

そもその就学という面では、日本国憲法および教育基本法は、現在に至るまで外国籍住民の教育権を明記しておらず、日本政府が就学を保障する義務もないままであった。加えて、国民教育の枠組みが強い時代、左派も含め、朝鮮人児童生徒を日本の学校で教育することについては積極的には考えられてこなかった(成 1997)。日本教職員組合においても、1960年代に、不就学、低学力、差別といった現場の問題に挑むより、民族学校への就学を後押しするという政治的な議論が優越していく(孫・片田 2016)。1965年以降は、小澤有作氏提唱の「民族学校の門まで」が日本教職員組合の在日朝鮮人教育の方針となっている。

## (2) 1970~1980年代

在日韓国朝鮮人の人権諸問題が、一部地域の問題とはいえ明確に社会問題化するのは、1970年前後から80年代である。1965年の日韓基本条約締結時の日韓法的地位協定(永住権の付与)を経て、定住を前提とする二世の成人・子育て期に至り、日本社会に対する差別反対闘争や子どもの教育権の訴えが展開されるようになる。政治、経済、教育、福祉が交錯する多様な運動と実践が、集住地域と広域ネットワークを媒介としながら相互に連動しつつ展開される。

一方には、1970年提訴(74年判決)の日立就職差別裁判などに始まる就職差別に対する糾弾闘争、公務員等の国籍条項撤廃運動、指紋押捺拒否運動等の差別反対運動がある。民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)のような広域ネットワー

くと、オモニハッキョ(一世の識字学級)などの地域福祉・社会教育実践とを結びつけながら<sup>(6)</sup>、在日韓国朝鮮人と日本人とによって展開されていく<sup>(7)</sup>。ナショナルレベルの施策が限られたなか、地方自治体側(市民部局や社会教育部局)がどの程度応答するかはケースバイケースであるが、革新自治体の一部は率先して応答していった。

他方では、民族学校とは別に、日本の公教育内における民族教育と学力保障も重要なテーマとなる。出自を理由にした学校現場における差別に加え、高校進学が当たり前となった日本社会において、低い進学率が問題となり、学校現場での「荒れ」も顕在化していた。これらに対応することが学校現場でも重要と認識されていった(倉石 2001)。具体的には、民族アイデンティティの保障のための民族学級の設立を要求する運動と、日本人の側の啓蒙を含んだ「本名を呼び名乗る」ことを目指した教育実践、学力保障・進路保障の徹底の試みとが、PTAや教員研究会、教職員組合運動、教育委員会といった人の重なる諸アクターの対立や連携を含みつつ展開されていく。1979年には、大阪部落解放センターにて、全国在日朝鮮人教育研究協議会が設立されており、各地の同様の教員の研究組織がネットワーク化していく。また、差別反対闘争とも結びつきつつ、自治体側に民族教育と反差別教育の保障を盛り込んだ「外国人教育方針」の制定を要求する運動も展開されていった。これらの動きに教育委員会がどこまで関与したかや、地域福祉の実践との交流関係がどこまであったかは地域差がある。

### (3) 1990～2000年代

この先に、1990年の入管法改正前後から、ニューカマー(新渡日外国人)が問題となってくる。中京圏のように、比較的新たな問題としてこれに対応していくことになる地域がある一方で<sup>(8)</sup>、在日韓国朝鮮人をめぐる諸問題に対応してきた地域では、地域福祉や教育現場、市民運動等の諸アクターが、すでに培っ

た制度・実践や人的ネットワークの延長線上に、地域に流入するニューカマーに対応していくことになる。

在日韓国朝鮮人をめぐっては、1991年に三世以降の法的地位を確認する「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」が締結されて一定程度状況が改善される一方で、日本国籍を取得したり日本人と「国際結婚」をしたりする人も増え、三世、四世の時代の新たな活動が模索されていく。既存の運動が一定の成果をあげると同時に、要求型の運動の限界も自覚され始める。1995年の「戦後50年」も一つの節目となっている。著名な団体が活動を終えたり、活動目的をニューカマー支援を含むなど新たなものに変更したりという展開が見られる。

行政側で当初ニューカマーに対応したのは、社会教育施設や、1980年代後半から焦点化する「国際交流」や「内なる国際化」を担うセクションであった。外郭団体である国際交流協会などが、対応していくことになる。やがて、市民・人権部局や教育委員会も、実態調査を行ったり、外国籍住民の参画する代表者会議や有識者懇話会を組織したりして、ニーズを把握し市政に反映させる仕組みを模索するようになる。子どもの教育や進路保障、差別問題、医療や法的地位などを含む生活支援に加え、日本育ちの在日韓国朝鮮人では問題とならない日本語学習が、大人でも子どもでも重要な課題となり始める。自治体により時期が前後するが、1990年代後半以降になると、国際化に関する市政方針文書に「内なる国際化」や「多文化共生」がうたわれたり、より明確に「外国人」や「多文化」を掲げた指針・プラン等が出されたりするようになってくる。

#### (4) 現代

冒頭で述べた2006年以降、ようやくナショナルレベルの「多文化共生」施策が公式にスタートすることになる。学校教育では、2003年、総務省が文部科学省に「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知一公



立義務教育諸学校への受入れ推進を中心として」を通知、文部科学省は、2007年から検討を開始し、2010年代に入って、就学や日本語学習を保障するための体制整備が進んでいく<sup>(9)</sup>。2018年の入管法改正により外国人住民の増加が見込まれるなか、近年は各自治体で新制度の導入や予算措置が進んでいる。

こうした施策は、原則として各地方自治体を通じて具体化されることを想定したものであり、その実装方法は、これまでに各地域が培ってきた経験の上に、各都道府県・市区町村ごとに模索されることとなっている。一方で、公私ともに1970、80年代を知る関係者の世代交代の時期に来ており、運動や実践の継承、再編が各地で課題となっている。国が公的価値として掲げる「多文化」「多様性」を既存の遺産とどう結びつけていくかで、各地で様々な動きが生じている。

以下では、これらの大まかな同時代的な流れを背景に、各地でどのように在日外国人問題をめぐる実践や施策の展開があったのかを、アクターの協働関係と言説資源や理念に注意しつつ見ていく。

## 2 川崎市の場合——地域福祉・差別反対運動・市政の呼応

### (1) 前史

市域が南北に長い川崎市では、南側臨海部工業地帯に明治末期から朝鮮人が流入している。軍需産業が活発化する日中戦争以降集住が進み、戦後も工業地帯を求めてさらに集まっている(三国 1999)。川崎区のおおひん地区(桜本、大島、浜町、池上町)が集住地域として知られ、商工業に従事しつつ「不良住宅」に居住していたこと(樋口 2000)、公立小学校の分校として公立民族学校が存在したがすぐに消滅していることが知られている(マキー 2012)。

### (2) 1970～80年代

川崎市の在日外国人問題の今に残る物語の出発点は、1970年前後である。桜

本の在日大韓基督教会川崎教会が、1969年桜本保育園を無認可保育園として設立する。韓国朝鮮人のみを対象としたものではなく、生活困難層の多い同地域の地域福祉の一環と考えられる。1973年に社会福祉法人青丘社が設立され、翌年、保育園は社会福祉法人青丘社桜本保育園となる(川崎市ふれあい館・桜本文化センター編 2018:77)。

この青丘社が、1970年に発生した日立就職差別事件の裁判闘争(結審 1974)、さらにはその先の対行政の差別反対闘争や外国人教育方針要求運動の拠点となっていく(1986年に民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)結成)。これらの活動に参加したのは、教会関係者に加え、保育園の保護者や青丘社でボランティアをしていた学生、ベ平連等をきっかけで外国人問題に出会った学生などの、在日韓国朝鮮人・日本人双方の若い世代であった。

川崎市の特徴は、市がこれに呼応したところにある。1971年、川崎市では、公害問題等を背景に革新市政(伊藤三郎市長、1971~89)が誕生する。1974年の市営住宅入居資格の国籍条項撤廃および児童手当の全面支給を求める要望書の内容を翌年承認、1985年には、各都市に先立ち、「法も規則も人間愛を超えるものではない」として「指紋押捺拒否者告発せず」を宣言する。運動に加わった若者たちが市職員に採用されていったことも含め、地域福祉、市民運動の重なりに、さらに市政が重なっていくのである<sup>(10)</sup>。

このうねりは、子どもの教育をめぐる運動にも反映されている。桜本保育園が本名使用や民族保育の実践を始めるが、就学後の公教育でも民族教育と反差別教育を行わないとアイデンティティと差別の問題は解消しないと、1982年に、住民側団体が「日本の学校に在籍する在日韓国・朝鮮人生徒に関する要望書」を提出する(星野 2005:60)。教育委員会の社会教育畑の職員たちが中心となってこれに応答し、1986年に「川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定される。1993年には、学校現場への理念の実装のための、『外国人教育推進資料Q&Aともに生きる』も作成されている。

さらに、1988年には、市の社会教育施設として、川崎市ふれあい館・桜本子ども文化センターが設立され、青丘社に運営委託される。このふれあい館を拠点に、児童館、識字学級、学童保育、障害児支援、一世の高齢者サークルなど、在日韓国朝鮮人にとどまらない弱者への生活支援・地域福祉が展開されることになる。また、ふれあい館は、おおひん地区のまちづくりの拠点にもなっている。

このように、川崎市の1970~80年代は、公私の多様なアクターが桜本(青丘社、ふれあい館)を結節点に重なりうねりとなり、在日韓国朝鮮人の人権諸問題への市政の応答を引き出していった成功物語として見ることができる。これは、次に見る京都などとはずいぶん異なった、革新市政の時代が見せる物語である。

ただ、南北に長く地域の特色が異なる川崎市において、この南部の桜本近隣の「成功」がどこまでの広がりをもつかは留保が必要である。目の前の人々とその問題と向き合う福祉や教育の関係者にとって、在日韓国朝鮮人の差別や生活・教育保障の問題は、どうしても桜本近隣の問題と映るだろう。学校教育でいえば、教職員組合(川教組)や市県の教育政策は、高津区(現宮前区の区域)で起きた金属バット殺人事件(1980)や、隣接する横浜市 of 浮浪者襲撃殺人事件(1982~1983)、いじめや非行などの「教育荒廃」を受けての「下からの、市民合意の教育改革運動」に重点があり(森山 1993; 川崎市教職員組合編 1998)、この時期に外国人教育問題は主要課題として浮上していない(元森・坂口 2020: 171)。

他方で中北部に目を向ければ、後のニューカマー支援の源流となる実践が見られる。1982年には市教育委員会が中原市民館に夜間学級や社会人学級を開設し、それが後に日本語学習のための識字学級へと展開する(元森・坂口 2020: 175)。学校教育では、1970年代から帰国子女の教育が問題として浮上し、日本語回復教室(通級)が設置されている。1978年には市教員の教育研究会として海外帰国子女教育研究協議会(現在の外国語・国際教育研究会)が創設されており、来日する外国人の子女や南部中心の在日韓国朝鮮人の諸問題への対応も扱うよ

うになりながら現代まで続いている(川崎市教育委員会人権・多文化共生教育担当聞き取りより)<sup>(11)</sup>。

### (3) 1990～2000年代

その後、1980年代後半から、川崎駅周辺部や臨海地域にフィリピン人などのニューカマー外国人が増えてくる。そこで、貧困や差別、子どもの学力や進路などの在日韓国朝鮮人でも生じた諸問題が、繰り返されることになる。

ふれあい館を拠点とする地域福祉実践は、これに、在日韓国朝鮮人の経験をもとに対応していく。「多文化社会を築くために在日コリアンが中心となって、新しく国境を越えてきた人の社会参加を進める」という新しい「理屈」を組み直していった(川崎A氏聞き取りより)。この過程で生み出されるのが「多文化共生」という語である。

市政も革新市政が続き(高橋清市長、1989～2001)、多くの制度を生み出していく。高橋市政の川崎は、政治学者や社会学者などの学識経験者をアドバイザーとして迎え、調査やワークショップが繰り返されるなど、参加型地方自治の実験場の様相を呈している。在日外国人関係での一つの重要な成果は、1996年に導入された、市長への政策提言を旨とする外国人市民代表者会議(事務局は人権・男女共同参画室)である。同年には、市職員の国籍条項も撤廃されている。もう一つの成果が「川崎市在日外国人教育基本方針」の改訂である。ニューカマーを視野に入れて、1998年に「川崎市在日外国人教育基本方針―多文化共生の社会を目指して」へと改定された。

これらを見ると、在日外国人の問題をめぐる、多様なアクターのうねりが成果を生み出した延長線上に「多文化共生」のイメージが花開いたとも見える。しかし、より細かく見れば、ふれあい館周囲の地域福祉や市民運動と、川崎市の試みは、一枚岩のものではない。例えば、在日外国人教育基本方針の改訂を主導した教育委員会社会教育関係者は、「在日韓国・朝鮮人」を副題から外す

ことについて、ふれあい館に慎重に申し入れたという(川崎C氏聞き取りより)。1997年には、青丘社が行っていた民族文化講師ふれあい事業を市の事業にし、地域特性に応じた「民族文化」を学校教育に取り入れている。つまり、ニューカマーの急増への対応という時代のムードのなか、地域福祉と市政はそれぞれに応答し、その際に、以前の時代の運動と市政の成果がそれぞれ様々に用いられ、必要に応じて連携したという構図のほうが実態に近いように思われる。

さらに、ニューカマーの流入は南部だけには限られない。市北部に居住(散住)する相対的に裕福な層も含め、日本語や家庭内暴力、法律上や教育上の諸問題を抱えた外国籍住民は少なくない。その対応を担ったのが、1994年開館の国際交流センターが主催する日本語講座や外国人相談窓口であった。「在日韓国朝鮮人問題から多文化共生へ」という流れとは別に、日本語学習の体系化など、先進的な仕組みが整備されている(元森・坂口 2020: 175-176)。学校教育でも日本語回復教室の後継である日本語教室や日本語指導等協力者制度が1990年代初頭に整備されている。

#### (4) 現代

川崎の革新市政は、2001年に阿部孝夫市長(2001~2013)に交代して終焉を迎える。頻繁な職員異動と民間委託の風潮のなかで、地域福祉と市民運動と市政が呼応しあった時代の遺産はすり減らされていく(元森・坂口 2020)。2005年、「川崎市多文化共生社会推進指針」が、前市長時代からの有識者主導で出されるが、その後、川崎市の多文化共生施策は停滞傾向になる。外国人市民代表者会議は形骸化傾向になり、自治の理念の内実が問われている。ふれあい館は2006年に指定管理者制度へと移行し、青丘社は指定管理者となると同時に、学童保育等の様々な事業を受託し、桜本近隣以外へのアウトリーチ活動も含めて多角的な地域福祉を展開するようになるが、市民運動という点では「方針」「指針」を成文化させた先が見えづらくなっている。むしろ、対抗運動であったは

ずの諸活動は、ヘイトスピーチ・ヘイトデモに対する防戦を迫られている。国際交流センターも指定管理制度に移行するが、集住地域がなく、運動化しづらいニューカマーに対してアウトリーチも含めて積極的施策を打ちづらい状況にある。

ただ、2010年代の後半に入って、新たな世代による新たな動きも見受けられる。福田紀彦市長(2013～)の2期目のマニフェストは「多様性こそ可能性」である。現代日本の時代のキーワードである「多様性」は、人種・障がい・性別・LGBTQなど、良くも悪くも幅広いマイノリティ、さらにはマジョリティの連帯も視野に入れられる概念ともいえる。ふれあい館の実践でも、「貧困」などより包括的な概念に依拠しながら、生活支援・学習支援のための予算と正統性を調達している(川崎F氏聞き取りより)。川崎市は、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(2015)を策定して、ナショナルレベルの地域包括ケア(2014～)を高齢者以外に応用するスキームをつくっているが、その網に外国人住民が取り込まれる。学校においても、日本語支援の拡充整備が進む一方で<sup>(12)</sup>、ナショナルレベルの特別支援教育コーディネーター制度を応用した「児童支援コーディネーター」(2012に実験校、2017から全市小学校に配置)を制度化し、外国ルーツの児童生徒も対象としている(川崎市教育委員会特別支援教育担当聞き取りより)。

このように、「外国人」のみではなく、より広い対象設定をされた生活支援・教育支援の一角に外国人も位置づけるという形で、地域福祉と教育保障の実態を確保しようとする動きがあることは注目されるべきだろう。対抗型の市民運動として、「韓国朝鮮人」「外国人」の差別撤廃や権利要求を全面に押し出すと、それに対応した市の応答を引き出す可能性がある一方で、外部からは特定地域の問題として注目されない恐れや、類似した問題が連帯できない恐れもある。もちろん、それぞれに差異のある対象と問題を一般的な語彙でどこまで発見できるかは批判的な検証が必要であるが、市民運動が指針・方針や成文化させた

先が見えづらいなか、新たな世代の新たな戦略として見守られるべきであろう。桜本近隣の物語を離れて多様な外国とつながりのある人々への支援にまで視野を広げれば、決して浅くはない歴史を持つ諸アクターが各地にいる。

一方、ナショナルレベルの外国人関連施策が動き出すなかで、外国人特有の問題に対する施策も進んでいる。2015年には人権・男女共同参画室主導で「川崎市多文化共生社会推進指針」が改定され、将来的な施策の裏付けとなるような4つの重点課題を盛り込んでいる。2019年には、法務省主導のワンストップ型相談窓口設置の流れの中で、国際交流センターがニューカマーの相談体制を再構築している。ヘイトスピーチに関しても、「差別のない人権尊重まちづくり条例」が2019年に制定されるなど、対応が行われている。

このような現代の新たな枠組みと新たな世代によって進む動きは、地域福祉、市民運動、市政が呼応するなかでそう見えたような「在日韓国朝鮮人問題から多文化共生へ」という物語が一度霧散しかかった先に、その物語の周囲にすであった資源とアクターをつなぐ形で展開されているといえる。外国人問題にしてもマイノリティや差別の問題にしても、地域と民間の活用を旨とする形でナショナルレベルの施策が進んでいるが、その川崎流の流用が始まっている。

### 3 京都市の場合——地域福祉と学校教育の並走

#### (1) 前史

京都市の在日韓国朝鮮人が関係する生活支援や教育実践の中心地は、京都駅南側の東九条である。同地は、戦前期に繊維・染色業や鉄道等建設のための土木関係で朝鮮人を含む労働者が流入し、「不良住宅地区」と行政に認知されていた(京都市国際交流協会編 1994; 宇野 2001)。戦後、闇市にバラックが増加し「スラム」の様相を呈する。

そこで支援に入るのが、カトリック教会関係者が設立した希望の家である。

1959年に建設(1960年に東九条岩本町に移転)された同施設は、布教とは切り離し、医療や食糧支援、保育や学習支援を展開する。2代目所長が地域住民と施設の共同運営という方針を立て、希望の家は地域に根差した活動となっていく(希望の家創立50周年世話人会編 2010; 山本 2020)。1965年に児童センターと学童保育、1967年に保育園などが設立されていく。ただし、この地域の住民は、被差別部落出身者や朝鮮人を含む生活困窮者であり、希望の家の諸活動も朝鮮人のみをターゲットとしたものではなかった。

希望の家とは別の動向として、関西地域で特に顕著な事象として注目すべきは、公立学校への民族学級の設置である。先述のとおり、1948年の阪神教育闘争を経て、正課外に朝鮮語と朝鮮文化の学習を行う覚書民族学級が各地にできるようになるが、京都市では課外方式に対する抗議活動が行われる。その結果、1953年に市独自の「朝鮮人のための特別教育実施要項」(覚書)が交わされ、市内に朝鮮人のみの特別学級編成1校、抽出方式6校、課外方式2校が正式設置される(中島 1981; 松下 2020)。覚書という不安定な基盤ながら、正課内に正式設置されたところに特徴がある。

この後の東九条地域の在日韓国朝鮮人問題の歴史は、同和対策との緊張関係をはらんだ関係のなかで展開することになる。東七条崇仁地区を舞台とした小説の内容が問題となったオール・ロマンス事件(1951)を経て、ナショナルレベルの同和対策事業特別措置法(1969)にはるかに先立ち、京都市は同和対策を進めていった。属地属人主義に基づく対象地域の網掛けにより、実際には多様な住民が混住していたはずの駅周辺地域において、崇仁は「改良」され、東九条は「スラム」状態のまま取り残された。

学校教育においても、1964年に「同和教育方針」が出されるが、朝鮮人児童生徒は視野に入っていない。後述するように、京都市教育において、この同和教育方針以降、「学力保障なくして子どもの人権尊重はない」という市教育の理念が、現代の外国人を含む多様な児童生徒の指導にまで受け継がれている



が、当時のターゲットは被差別部落出身者のみであった。結果として、被差別部落出身者の就学が進み、高校進学率も上昇するなか、朝鮮人児童生徒は、わずかに陶化中学校の河合俊治教諭の個人的実践が記録されているのみで(河合 1962)、取り残されることになる。民族学級も、他地域同様1960年代にかけて衰退していく。北朝鮮への帰国事業、日韓国交回復に加え、染色業不況で、公立学校内の民族学級に通う児童生徒が減り、市内民族学級は3校に減少(うち2校が東九条)したうえ、事実上課外化、朝鮮総連に派遣を依頼する形の民族講師と当該学校教員との交流も途絶えがちとなっていく(元森・坂口 2021: 198)。

## (2) 1970～80年代

このような同和行政が先行することがもたらす緊張関係が、広域的な市民運動の時代に至っても続くのが京都の特徴である。それが、在日韓国朝鮮人の差別反対闘争と多様な層への地域福祉とが順接的に結びついて展開した川崎とは違う展開をもたらしていく。

京都にも市民運動の波は訪れる。1970年代には、韓国学園移転問題に端を発して、日本人と在日韓国朝鮮人が共闘し外国人教育方針策定を求める運動が展開する(原野 1993; 磯田 2015)。希望の家や大韓教会関係者も関わり、民闘連のような広域ネットワークとも連携はあったという。京都在日韓国・朝鮮人生徒の教育を考える会(1976設立)などを通じ、学生運動家やキリスト者の若者もつながり、学生たちは後に市職員や教員になっていったという(京都K氏聞き取りより)。また、オモニハッキョや大韓教会信者の関係者に指紋押捺拒否者もいたという(京都J氏聞き取りより)。

ただ、東九条という地域の問題は、在日韓国朝鮮人の問題というよりは、「スラム対策」「生活改善」「まちづくり」という文脈での試行錯誤に特徴づけられる。外国籍住民の待遇の問題について市の応答があったわけでもなく、川崎市

のような地域福祉と市民運動が連動したかのようなわかりやすい「成功」は見られない。

京都市も革新市政の時代となるが、同和行政との緊張関係のなかで、行政側の「不作為」(希望の家創立50周年世話人会編2010:14)ともいえる状態が続くことになる。富井清市長(1967～71)が、同和行政から取り残された東九条に目を向けたが、実態調査のうえで「東九条地区社会福祉パイロットプラン(未定稿)」(1971)が提出されたところで市長が変わる。船橋求己市長(1971～81)時代には、東九条は同和地区に準ずる行政施策の網をかけられることになる。1972年、「京都市生活館条例」が施行され、「四ヶ町」(東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町)が福祉地区の指定を受けて、隣保館に準ずる生活館の実務を希望の家が担う。ただし、「貸し館と来館による相談のみを事業とした同館は十分な機能を果たせぬままであったと言える」(希望の家創立50周年世話人会編2010:14)と評価される状態で、福祉地区指定も外れた高瀬川沿いの「不法占拠地帯」(松ノ木町40番地、行政側呼称は「○番地」)も残ることになる。住民も、「希望の家、町内会、地域青年、住民運動団体の関係は複雑であり、一言で説明し切れるものではない」(同書:12)というように、地域の上の世代と若い世代、支援に入った革新系の若者たちの間で衝突・分裂が繰り返された。

1980年代になって、アパート火災を機に諸アクターが再度まとまり、まちづくりが進みだす。町内会長、希望の家、学識者、市議会議員などによって構成される東九条改善対策委員会が結成され、行政側も東九条改善対策協議会を設置して応答する。クッション役になったのが、希望の家関係者と京都キリスト者現場研修委員会の研修で東九条に入った若者たち(研修活動は1982～97、1987年に東九条キリスト者地域活動協議会(HEAT)を結成)であった。中断期を経て、東九条を守る会が1990年に市長に請願を提出、1994年から2004年にかけて、四ヶ町や40番地に市営住宅が建設され、改善事業が終了する。

この市政と運動と地域が衝突や離合集散を繰り返しながら進む「改善」の物

語で、在日韓国朝鮮人は前面には出てこない。もちろん、地域福祉は脈々と続いており、1978年に在日大韓教会京都南部教会がオモニハッキョ(一世のための識字学級)を開催、1982年には希望の家カトリック保育園が基本方針に「共に生きる」を明記している。これらがきっかけでこの地域に関わった在日・日本人双方の若者も少なくない。ただ、同地域に居住する様々な弱者のなかで外国人問題のみが強調されることはなく、川崎のような明解な物語にはならなかった。

学校教育での外国人教育も、市民運動の成果というよりは、京都市教育委員会主導という形で展開する。京都在日韓国・朝鮮人生徒の教育を考える会との交渉の場を一つの勉強の場としつつ、1978年、教育委員会と教員と運動団体からなる外国人教育研究推進委員会が設置される。1979年、「外国人教育推進に関する実態調査」を実施、1981年、推進委員会が「外国人教育の基本方針(試案)」を策定することになる。さらに、この推進委員会が、教員の研究組織である外国人教育研究会に発展的に解消され、学習指導要領細案『京都スタンダード』にも外国人教育に関わる項目が追加される。このような教育委員会を中心とする公的な動きを支えたのは、同和教育に由来する「ひとりひとりを徹底的に大切にする」「人権教育の基本は学力保障である」という理念である(京都市教育委員会学校指導課聞き取りより)。さらに、試案から10年経過後の1992年には、京都市教育委員会の文書として、「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」が制定されている。

このように学習指導要領細案や研究会レベルで市の学校教育に外国人教育が制度化されたことは、特筆に値する。一方で、実態としての現場の教育実践とどこまで連動したかは留保が必要である。同時期、東九条地域の陶化小では外国人教育の校内教育と、民族学級の中興が生じている(金 2006, 2008; 磯田 2015)。しかし、属人的な要素も強く、市内での広がりも、希望の家との連携

も志ある職員個人との関係にとどまった(京都I氏, K氏聞き取りより)。また、共産党系が主流という京都の組合事情において、同和行政との緊張関係があるなか、外国人教育問題に関心を持つ教員(社会党系)は教員組織のマイノリティであった(京都K氏聞き取りより)。その一部の教員たちが、次章で見る大阪の実践などを参照しつつ、本名を呼び名乗る教育を展開することになる。1992年には、全国在日朝鮮人教育研究協議会京都(全朝教京都)が結成されている。

以上のように、同和との緊張関係と継承関係が錯綜するなかで、東九条地域の外国人にとどまらない地域福祉と「生活改善」、広域の外国人差別糾弾闘争、外国人教育方針要求運動、教育委員会による外国人教育の制度化、教員の教育実践等が重なりきらずに展開されているのが京都市の特徴である。川崎市も人と場所の重なり具合がたまたま高かっただけともいえるが、それが多文化共生への一続きの動きのように物語化されやすい程度のつながりはあった。それに対して京都市の場合は、先行研究において東九条の生活改善・まちづくりの研究と学校教育の試みの研究がほとんど交差しないことに象徴されているように、両者の重なりは限定的である。

### (3) 1990～2000年代

ニューカマーの時代になっても、留学生は多くとも重工業地帯を持たない京都では、目立って社会問題化はせず、行政の外国人施策への着手も後手であった。当初、市内に散住するニューカマーのニーズに対応したのは、民間のグループであった。京都YWCAの多言語電話相談APT(Asian People Together)(1991～)がかなり早くから対応している。医療通訳派遣・研修に特化した多文化共生センターきょうと(1998～)の活動も比較的早い方である。

市としては、1993年「新京都市基本計画」以降、主として在日韓国朝鮮人との共生を意味する「内なる国際化」の枠組みで対応が始まる。1995年、国際交流室が国際化推進室へと名称変更され、1997年に「共生のまち・京都」を掲げ

た「京都市国際化推進大綱」が策定される。1998年には、外国籍市民施策懇話会という有識者の意見交換の会議体が発足し、市職員の国籍要件緩和(2001)、医療通訳派遣事業(2004)、外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業(2007)等の実現へと結びついていった。

1989年開館の京都市国際交流会館(kokoka)も、「内なる国際化」の担い手となる。当初は、在日韓国朝鮮人を想定していたが、市の施策が動き出した開館10周年以降、「多文化・異文化を尊重しながら共生できる社会の構築」を事業コンセプトに掲げ、通訳派遣や国際理解プログラムを展開している。

学校教育では、1992年の「京都市立学校外国人教育方針」の副題が「主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について」であったように、全国的なニューカマー問題に目を向けつつも、京都の外国人は「主として」在日韓国・朝鮮人であるという認識が続いた。1990年代半ばには、伏見区の中国帰国児童生徒集住地域などで外国人教育が意識され始めたというが(京都E氏聞き取りより)、ニューカマー児童生徒の教育支援は公式には位置づいていなかったといえる。とはいえ、1999年の教育方針説明文書『指導の重点』、2002年の人権教育検討委員会・京都市教育委員会『《学校における》人権教育をすすめるにあたって(平成14年5月)』に外国人教育が並ぶことにつながり、人権教育の一翼として同和とともに外国人教育が位置づけられることになる。

#### (4) 現代

京都市においてニューカマーを含む外国人支援に弾みがつくのは、2006年以降、ナショナルレベルの動きがあってからである。「地域における多文化共生推進プランについて」とその後の通知を受け、京都市は2008年に「多文化が息づくまち・京都」を掲げた「京都市国際化推進プラン—多文化が息づくまちを目指して」を制定する。ここで明確に、「外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進」が掲げられる。

教育においても、2007年に実態調査が行われ、2009年「外国人教育の充実に向けた取組の推進について(通知)」が出される。2010年の「〈学校における〉人権教育をすすめるにあたって(平成22年3月)」において、アイデンティティ保障、日本語指導、学力・進路保障、多文化共生意識の涵養が教育目標に掲げられることになる。2014年からは、文部科学省の通知を受け、日本語指導や母語支援員、多言語進路ガイダンスなど、矢継ぎ早に外国ルーツの児童生徒への施策が展開されている。なお、この陰で、2009年に全国でもめずらしかった抽出方式の民族学級制度が終了している。課外クラブ形式のコリアみんぞく教室とされたほか、土曜コリア教室やその他のエスニシティを含む自由参加型の民族教室も開講されている<sup>(13)</sup>。

最後に、個別の試みがなかなか大きくなるとならなかった京都市において、2010年代以降、ナショナルレベルの施策に後押しされた「多文化」というキーワードで、ようやく諸アクターの連携が進みつつある点を指摘しておきたい。東九条では、1993年にコリアルーツの祭り、東九条マダンがスタートする。必ずしも韓国朝鮮人のみのものではなく、むしろ、朝鮮人、部落出身者、高齢者、障害者等の「弱い者」の連帯をうたう形で、「生活改善」が途についた東九条らしい祭りとして始まる(朴 2007)。2002年に、希望の家カトリック保育園が、園児減少の打開策として「多文化共生保育」を掲げることで、APTとの協働などがスタートする。

こういった流れの延長線上に、エスニシティの問題にとどまらない「幅広い多文化共生」の実践が実を結ぼうとしている。きっかけは、同和対策事業の終了(2002)と、それに伴う生活館条例の廃止(2011)である。市地域福祉課の提案に希望の家が応答する形で、公募型プロポーザルに基づく「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業(サロン事業)」の受託が始まる。「外国人」が人を結びつけるキーワードにはならず、多様なアクターの「共生」に試行錯誤した京都市だからこそ、「幅広い多文化共生」「交流」「ネットワーク」である。

このサロン事業により、これまで交流が少なかった、京都市内の諸活動が結びつきを強めている。APT、京都市国際交流会館、民族講師、在日韓国朝鮮人の支援団体、ニューカマーの当事者団体を含む各種活動に加え、障害や薬物依存問題など多様な問題に取り組むアクターが文字通り交流するようになったのである。これに影響された京都市が、崇仁・東九条を含む地域の再開発のための「京都駅東南部エリア活性化方針」(2017)にこれを採用し、芸術家との交流も含めてさらなる展開が進んでいる。

つまり、同和問題との緊張関係のなか、「在日外国人」および「韓国朝鮮人」といったキーワードのみでの連帯には至らなかった京都市において、ナショナルレベルの動向を背景に、既存の地域の語彙とは切り離された「多文化」が、幅広い連帯のための言説資源としてネットワークを促進し始めた。これまでわずかな重なりと交流に限定されていた諸アクターの長い歴史の末に、「交流」「ネットワーク」が進み始めたといえる。

## 4 大阪市の場合——解放教育の伝統と断片的な支援

### (1) 前史

大阪市の場合、生野区がコリアルーツの住民が多い地域として有名だが、「集住地域」という表現がふさわしくないほど、市内に広く韓国朝鮮ルーツの住民が居住している。加えて、大阪府や東大阪市、高槻市、豊中市などの近隣市とのネットワークのなかで運動や施策が動いており、大阪市だけを取り上げることの限界はあらかじめ指摘しておく。

「東洋のマンチェスター」と呼ばれ都市化・工業化が進む大阪に朝鮮系住民が増えるのは、特に1923年に大阪－濟州島間の定期航路が就航してからである。猪飼野と呼ばれる生野区や東成区、さらには隣接する東大阪市に多く流入している。1930年に鶴橋の御幸森商店街の裏通りに朝鮮市場が発生し、1940年代に

は大阪の人口の1割が朝鮮半島出身者だったといわれている(杉原 1998; 孫・高 2018)。

戦後の生野を含む大阪市域の在日韓国朝鮮人の地域福祉、生活支援の前史は現時点でほとんど言説化されていない。在日韓国朝鮮人の数が多く居住地も広範囲に渡ることが大きいだろう。加えて、象徴である生野は市場として活気があり、差別や偏見、不十分な教育や社会保障といった問題はあっても、「スラム」と名指されてしまうようなレベルでの支援対象ではなかったことも関係するだろう。川崎市の青丘社やふれあい館、京都市の希望の家のような、歴史を俯瞰できる施設がないことも大きい。「大阪では地域に支援に入るという発想はなかった」との言葉も聞いた(大阪F氏聞き取りより)。

公教育においては、1948年阪神教育闘争からの覚書民族学級制定の過程で、1949年に大阪府が府内小中33校に課外方式の覚書民族学級を制定しているが、他県の例にもれず、1950、60年代には設置校の減少・形骸化が進み、1970年ごろには3分の1の10校に減っている(民族教育促進協議会編 1995:9)。一方、1950年代には、後に大阪市の外国人教育問題の理論的・実践的バックボーンとなる、同和教育(解放教育)が他の関西地域より遅れて組織化される<sup>(14)</sup>。市内で繰り返される差別事件を背景に、1955年に、教員の研究組織、大阪市同和教育研究会が発足し、これが数年後、大阪市同和教育研究協議会(市同教)となっていく。

## (2) 1970～80年代

大阪市において、1960年代後半以降、在日韓国朝鮮人を対象とした運動や実践が動き始める。その背後にあるのは、一つは指紋押捺拒否や国籍条項撤廃要求等を含む、全国的な差別反対闘争の機運である。もう一つ重要なのが、目の前の差別事案の多さと、それに対応する際の部落解放運動や同和行政の影響である。京都とは異なり、大阪の場合、同和行政が在日外国人問題にも理念と諸



アクターの連携モデルを提供する形となっている。

大阪市の同和対策は、1965年の国の「同和対策審議会答申」を受け、一気に展開する。1966年には「大阪市同和教育方針」、1968年には「大阪市同和対策審議会答申」が出されている。1969年の同和対策事業特別措置法以降、1970年には「同和地区解放会館条例」が制定された。

地域福祉・成人教育という点では、この同和事業に由来する社会教育や、夜間中学が、一世を中心とする在日韓国朝鮮人の受け皿となった。大阪市では、部落解放運動のなかで始まった1960年代の識字運動の影響を受けつつ、同和対策事業として解放会館で識字学級が、1960年代に4地区開設、1970年代に8地区開設と、合計12地区で実施された(田中 2008; 大阪 I 氏聞き取りより)。この識字学級が在日韓国朝鮮人を含む外国籍住民にとっても重要な場となっていた<sup>(15)</sup>。同様に、部落解放同盟や教職員組合などの運動により一時期衰退した夜間中学が増加し始めるが、関西で行政に認可された夜間中学の第一号である天王寺中学夜間学級(1969～)も、生野のオモニたちを含む識字・学習のニーズを吸収してきた。後に、夜間中学修了者向けに、元教諭が開設した私設識字学級「麦豆教室」(1986～2006)へとつながっている。また、これらとは少し異なったルーツを持つ実践として1977年に、聖和教会が生野でオモニハッキョをスタートさせているが、ここに夜間中学や後述の公立学校に在籍する朝鮮人子弟の教育を考える会の教師たちも参加するなど、人的ネットワークが形成されている。

学校教育においても、1970年前後に、民族学級設立と外国人教育運動の大きな動きが起きていく。大阪市では、1972年の「学校教育指針」で全国に先駆けて「外国人子弟教育(在日朝鮮人教育)」が明記され、1974年には「民族的自覚と誇りをたかめる」ために「本名を使用する指導」を徹底することが盛り込まれる(田村 2008)。同和教育の教本『人間』を参考に、市外教が外国人教育の教本『サラム』(「人間」の意味)を作成し、市内小中高全校に外国人教育主担者

が配置され、「本名を呼び名の教育」<sup>(16)</sup>が推進されることになる。

この流れを支えたのが、同和で培われた教育行政と現場のネットワークである。同対審前後の部落解放運動と対行政交渉の活発な時代を経て、就労や住居をめぐる問題で、解放同盟と大阪市民政局に強い関係があった。そして、矢田教育差別事件(1969)<sup>(17)</sup>を契機に、教育問題の重要性が浮上する。大阪市教育委員会が全面バックアップし、市同教が理論的・人的バックボーンとなりながら、教職員組合、解放同盟、地域住民が協働し、糾弾闘争を行った。現場教員が教育委員会に異動する教職員組織の特徴もあり、こうして反差別教育実践・行政の体制が整っていった(大阪市教育委員会人権・国際理解教育担当聞き取りより)。

そこに、1971年に大阪市外国人子弟教育問題研究協議会(市外協)の差別文書事件<sup>(18)</sup>が発生する。市同教や民族団体が運動し、1972年に全同教参加者らが中軸となり大阪市外国人教育研究協議会(再生市外教)が発足する。すべての小中高教職員が参加し、市もバックアップする教育委員会の調査研究を受託する研究会となった(大阪市外国人教育研究協議会編 1986；稲垣 2001；田村 2008；大阪M氏・大阪市教育委員会人権・国際理解教育担当聞き取りより)。

こういった土台の上に、府費覚書民族学級とは別の、民族学級設立の動きが展開される。1972年、全校区が同和地区となっている長橋小学校において、児童会選挙に本名で立候補した5年生児童が、被差別部落出身者に提供される課外の学力補充教室から疎外されていることを訴えた。これに教員や地域の保護者らが賛同する中で、教員の寄付により民族講師を招聘する手弁当の課外クラブとして民族学級(民族クラブ)がつくられ、公立学校に在籍する朝鮮人子弟の教育を考える会が結成された(朴編 2008；大阪M氏・大阪市教育委員会人権・国際理解教育担当聞き取りより)。同様の民族学級設立の動きは市内そして府内他地域へと展開していく(民族教育促進協議会編 1995)。

同じ時期、大阪市・府で、二世世代の動きとしての公立学校での民族学級存

続運動が興隆する。1980年に、韓国民主化をめぐる問題のなかで在日韓国政治犯救援会も結成されたほか、民闘連などの日本社会に対する差別反対闘争に身を投じていく者も現れるが、民族学級存続運動は、日本社会を変える運動というよりは目の前の差別で苦しむ子どもたちのための運動であることに特徴がある(大阪F氏聞き取りより)。1976年、民族学級合同サマーキャンプに関わる二世・三世の青年リーダーたちが「民族学級のともしびを守ろうとする運動」を始め、民族講師の後任配置をめぐって運動を展開する。これが、1986年に「民族学級の灯を消すな」を掲げた民族教育促進協議会(民促協)へとつながっていく<sup>(19)</sup>。民促協はさらに、72年型民族学級の予算措置要求(1972年当時の確認書の内容の確認闘争)を行っていく。これは、1991年に日韓外相覚書に基づく文部省教育局长通知により民族学級の保障が公的に認められたこともあり、1992年に大阪市民族クラブ技術指導者招聘事業として予算措置がなされる形で実を結ぶことになった。

「大阪には(京都の希望の家のような)核となるようなセンターはない。運動は、切羽詰まって自生的に出てきているから」「生野区はそれぞれがそれぞれでやっている」(大阪F氏聞き取りより)というように、在日韓国朝鮮人の人口規模の大きい大阪市では、個別の差別事件や生活支援ごとにアクターが重なりつつ多様な活動が現れては消えていると考えられる。そのなかで、社会教育・学校教育において解放教育の影響も受けながら、行政側と現場教員と保護者・地域の人々、民族講師といったアクターが結びつき、民族学級の再興と、公教育における外国人教育の制度化が進んだことは特筆に値する。

同時に、1980年代には、新たな胎動も見られる。民族文化を取り戻すことを目的とした生野民族文化祭が1983年にスタートしており(~2002)、全国的な民族祭りマダン(「広場」の意味)の先駆けとなっている(金 1985)。また、一世の祖国の対立に連動した政治的活動とも、二世の日本社会の差別を糾弾する民闘連や部落解放運動の知恵を借りた運動とも距離をとったワンコリアフェスティ

バルも1985年から始まっている(鄭 2005)。同時期、朝鮮市場周囲にコリアタウン構想がスタートし、1993年に現在の位置に大阪生野コリアタウンが誕生した。このように、支援や運動とは異なった文化実践が生じている。

### (3) 1990～2000年代

大都市大阪にはニューカマーもかなりの数流入している。ミナミの歓楽街を抱える中央区や浪速区、港湾部の西淀川区、在日韓国朝鮮人の歴史がある生野区、西成区、平野区等が有名である。しかし一方で、帰化や日本人との結婚で統計上は減っていても、コリアルーツの住民の多さが大阪の特徴である。

その結果というべきか、当事者が運動化・団体化しづらいニューカマーにおいて、同和対策・解放運動および在日韓国朝鮮人支援・運動のアクターとノウハウが合流する点に大阪市の特徴がある。行政の施策が動き出す1990年代初頭以前は、ニューカマーの問題に応答できるのは在日韓国朝鮮人の支援団体であった。たとえば、在日韓国政治犯救援会は、1987年の韓国民民主化を受けてニューカマーを含めた人権問題の支援を行う在日韓国民主人権協議会へと発展的解消をしている。また、移住労働者の個別の問題の救援は、在日韓国朝鮮人支援者たちを含む小規模グループが乱立している状態であったが、労働組合と弁護士の呼びかけで、1991年にRINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)としてネットワークングすることになった(RINK聞き取りより)。ここには在日韓国朝鮮人支援や部落解放運動を経験したアクターも関わっている。

他方で、他地域同様、「国際交流」の枠組みでの大阪国際交流センター(1987～)の日本語教育や生活相談も始まっている。また、同和事業、夜間中学、自主運営の3ルーツの識字学級が国際識字年(1990)でつながり、さらに同和地区以外へと展開する。市教育委員会設立の北市民教養ルームの「よみかき茶屋」(1990～)など、日本語や識字の教室が増えていく(坂口 2022；大阪 I 氏聞き取りより)。

市が明確に在日外国人問題に取り組むのは、1990年代初頭からである。全庁的研究会や有識者の調査研究会議を経て、在日韓国朝鮮人に加え、新渡日外国人対応の必要性が認識される。1994年に外国籍を含む有識者の会議体である大阪市外国籍住民施策有識者会議が開催され、1998年「大阪市外国籍住民施策基本指針」が策定される。同指針は2004年に見直され、「新渡日の外国籍住民」の増加に照準をあて、同和問題を参考にしつつ、①共生社会の実現、②基本的人権の保障、③社会参加の推進を明記している。また、関連するものとして、「大阪市国際化推進基本方針」(1998→2002・2007改訂)や、「大阪市人権行政基本方針」(1999)が出されている。

公教育においては、1992年の大阪市民族クラブ技術指導者招聘事業で民族学級が増加したこともあり、2001年に「在日外国人教育基本方針—多文化共生の教育を目指して」が制定されている。1995年より民促協が策定要求運動を行い、外国籍住民施策有識者会議、「外国籍住民施策基本指針」(1998)、「大阪市人権教育基本方針」(1999)を待ち、民族学級・民族クラブとその指導に当たる民族講師の役割を明確にする必要性で市教組・民族講師会・市教委が合意し、作業部会の検討を経て、「共生社会の実現」を掲げた同文書が制定された。「学校教育指針」への在日外国人教育の組み込みの早さに比べ、教育方針の制定は他地域と比べて極めて遅い。とはいえ、本名を呼び名乗る教育の重要性や地域間格差・学校間格差の是正が盛り込まれた内容は、運動当事者からも評価されるものであった(金 2001)。

ニューカマーについては、1992年に新渡日児童生徒の初期日本語指導が予算化されている。さらに、2007年には国際理解教育推進事業として、在日韓国朝鮮人の民族クラブを多様なエスニシティに応用した国際クラブが発足する(民族クラブは発展的解消をされる)<sup>(20)</sup>。ニューカマー独自の問題である生活言語としての日本語習得に焦点が当たると同時に、それにとどまらず、母語・母文化の保障とそれによるアイデンティティの保障という民族学級由来の理念が織

り込まれたといえる。

こうして、新たな対象者の登場に既存の資源を応用する形での対応が進むが、その過程で、在日韓国朝鮮人の運動でも変化が訪れる。三世、四世の時代となり、すでに一世時代の祖国志向の政治的活動も、二世時代の日本社会を相手どった差別反対闘争も生活実態と合わないという発想が出ていたが、1980年代にスタートした複数の活動も既存の活動に限界を感じるようになり、解散や再構築をする時期に入るのである。そのなかで、民族運動団体が統合されるという極めてめずらしいことが起きる。民促協(2003解散)の文化部門として組織された民族教育文化センターと在日韓国民主人権協議会とワンコリアフェスティバルが統合し、2004年に、コリアNGOセンターが設立されたのである。同センターは、在日コリアンの民族教育を受ける権利を含む外国人の人権確保、多文化共生社会の実現、南北統一と東アジア共同体の構築に寄与するという目的を掲げ、各種の支援活動や運動のネットワークング、教育・啓発活動を行っている。

#### (4) 現代

2000年前後に大きく外国人施策が動いた大阪市において、2000年代後半以降のナショナルレベルが動き出したあとの市の動きは鈍い<sup>(21)</sup>。大きく動くのは、2018年の入管法改正に関わるナショナルレベルの動きをにらんだ時期である。多文化共生施策推進本部会議(2019～)が中心となって、2020年に「外国籍住民施策基本方針」(2004)を改訂した「大阪市多文化共生指針」を策定している。リーマンショックによる停滞を経て、2010年代後半からニューカマー住民が増加したことに対応しているという。名称変更は「外国につながる市民」を広く対象に含めるためであり、「多文化共生社会の実現」を目標に人権尊重や多様性を掲げ、「安全・安心着実な行政サービスの提供」「外国につながる児童生徒への支援」「地域の担い手としての外国につながる市民」に取り組んでいる<sup>(22)</sup>。この一画を占める教育では、多文化共生施策推進本部会議作成の「外国につながる児童生

徒への支援に関わる現状と課題」(2019)に基づき、「日本語指導の保障」「母語・母文化の保障」「多文化共生教育の推進」の3本柱での施策が進んでいる<sup>(23)</sup>。

この間、コリアNGOセンターやRINKに出入りするキーパーソンたちは、新たな実践を展開している。著名なのが、2013年に開設されたMinamiこども教室であろう。ミナミの歓楽街の中にある南小学校は、在籍児童の約5割が外国籍児童である(金 2019: 12)。ここでの母子心中未遂事件(子どものみ亡くなった)をきっかけに、同和教育実践の経験豊富な校長と既存の中間支援団体のキーパーソンたちがつながった。民族教育に力を入れてきたコリアNGOセンターのA氏が実行委員長となる形で、社会福祉協議会の子ども・子育てプラザ主催事業として、優先度の高い家庭の児童生徒を対象とした夜間学習支援教室が始まり、学習支援と、親を含む生活支援を行い、学校と連携している。

また、注目されるべきは、地域に支援に入るという発想が希薄だった生野で、地域をテーマとした動きがあることである。コリアNGOセンターに参画している三世のF氏が、民族文化やアイデンティティでは語れない貧困等の問題があると、地域のニューカマーの学習支援を行う団体クロスベイズを2017年に立ち上げ、「多文化のまちづくり」「学習支援」「体験活動」を柱に活動を始める。さらに地域で活動していた聖和保育園や御幸森小学校の退職者たちと意気投合し、2019年にIKUNO・多文化ふらっとを立ち上げ、生野多文化共生センター(仮称)の設立を目指すに至っている。

大阪市は、外国人住民の規模の大きさからネットワークキングの難しさが常に課題となってきた。同和対策事業も終了し、同和行政下で形成された連携モデルを知る世代がほぼ皆退職年齢を迎えつつある現在、「多文化共生」や「地域」という発想が新たなネットワークをつむごうとしている。そこに、良くも悪くも入管法改正などのナショナルレベルの施策に伴う言説資源と予算措置が寄与している。

## おわりに

以上、3市の地域福祉と子どもの学校教育を中心に見てきた。ナショナルレベルの施策が欠如し、法的・制度的側面も含めて差別・排除が当たり前だった時代を経て、1970、80年代ごろに在日韓国朝鮮人を対象とする地域福祉や市民運動が動き始める。

3市をしてみるだけで、川崎市のように、地理的に限られた地域で地域福祉実践と市民運動と革新市政の応答が重なり、在日韓国朝鮮人施策が次々と打たれ、その先にニューカマーを含めた「多文化共生」の物語がつむがれるというのは、必ずしも一般的ではないことが見えてくる。川崎市でも、全市に目を向ければこの物語は必ずしも一般化できず、むしろ地域ごとの取り組みの一類型として、この流れが位置づくことになる。京都市では、同和行政との緊張関係のなかで、そもそも「外国人」というテーマでは運動がまとまりづらい状況があった。一方で学校教育では、全国的にも稀有な正課内に設定された覚書民族学級の中興と、同和教育由来の理念と実践の応用で、地理的・実践的広がりには限定的ながら、とにもかくにも外国人教育が公教育に制度化された。大阪市ではむしろ、ナショナルレベルの施策に由来する同和対策事業と部落解放運動が培った理念と連携モデルを受け継ぐ形で、学校教育を中心に施策化が進んでいたが、人口規模の大きさもあり、個別の支援実践はネットワークしづらく、地域が活動対象／舞台にはならない状況にあった。

さらに、こういった在日韓国朝鮮人をめぐって形成された諸アクターや理念・制度といった地域の資源が「多文化共生」といえるようなニューカマー支援にスムーズにつながったのかというと、一概にそうとはいえない。ニューカマーの支援は、個別の福祉系団体のほか、同和対策事業や在日韓国朝鮮人支援団体に加え、内なる国際化・国際交流の枠で国際交流協会などがそれぞれに対応することになる。川崎市では、集住地域近隣では、在日韓国朝鮮人支援の諸アク



ターがこれに乗り出すことで、その経験を生かした「多文化共生のまちづくり」を語ることができた。ただ、散住傾向のある北部の実践はまた別にあった。さらに「多文化共生」が一度失速したのち、現在より、広い概念でのネットワーキングも模索されている。京都市は、多様なアクターが、ナショナルレベルの「多文化」論を流用した「幅広い多文化共生」概念で、ここ10年につながっている。大阪市は、そもそも諸アクターが乱立する傾向にあったところに、近年ようやくネットワーキングの機運が生じ、多様な歴史を持つ活動主体が「多文化共生」「地域」の概念でつながりつつある。

こうしてみると、ナショナルレベルの施策が不在のなか、「在日外国人問題」を運動のレトリックとして掲げることの難しさも浮かび上がる。自治体の外国人施策に反映されて一定の成果をあげた場合も、集住地域以外に広がりを持ちづらい傾向があったり、そもそも地域に多様な住民がいる中で「在日外国人問題」を掲げることに慎重な地域もある。同和関連の理念や連携の蓄積がその空白を埋める場合もあれば、それにも慎重な場合もある。このようななか、「多文化共生」がナショナルレベルの文書に登場すると、むしろそれがネットワーキングの理念ともなり始める。ただ、その過程でも、エスニシティ以外の要素も含めた「地域」「幅広い多文化共生」「特別支援」「貧困」「人権」など、幅広い文化を認め、社会経済的に人々を包摂していくための表象に可能性が探られている。

多くの人々の努力にもかかわらず、近年にいたるまで、「在日韓国朝鮮人問題」なり「在日外国人問題」なりが、広く「日本社会の問題」と見なされづらかったのは、このような不可視化の構図によるところがあるようにも思われる。このような歴史の先に、現代は、マジョリティを安全地帯に置くのでも、マイノリティ間の分断を煽るのでもなく、同時にそれぞれに固有の問題を捨象しないで問題を共有していけるような、柔軟で強度の概念が模索されている時代といえる。

日本の在日外国人支援の歴史は、同時代的な流れを背景としながらも、地域ごとに異なった形で展開してきた。個別地域あるいは個別領域の研究とは別に、それぞれを比較し俯瞰するような研究が、未来を考えるうえでも必要ではないだろうか。本稿が見た3市の事例は、あくまでもその端緒にすぎない。

註

- (1) 1993年の神奈川県川崎市の「おおひん地区まちづくり協議会」の提言に「多文化共生のまちづくり」という表現が登場するのが初出と推測され、その後、1995年10月に阪神大震災を機に発足した「多文化共生センター」が活動理念に掲げて全国に広まった(田村 2016: 24)。
- (2) ニューカマー急増のなか、外国人集住都市会議(2001～, 注8参照)が、「多文化共生の形成」を掲げた影響も大きいという(田村 2016: 24)。
- (3) 川崎市調査については元森・坂口(2020)で、京都市調査については元森・坂口(2021)で報告済みであるので、詳細はそちらを参考にされたい。大阪市の調査については、社会教育については坂口(2022)を参照されたい。その他の大阪調査報告は、本稿が初出である。聞き取り先の仮名アルファベットが重複しているが、各市ごとに別人である。既発表原稿との参照関係を明確にするため変更はせず、本稿では都市名を付して記す。
- (4) 貴重なお時間をいただいた皆様に心より御礼申し上げます。なお本論文における聞き取り調査にもとづく記述や表現に関する責任はすべて執筆者が負うことを明記します。
- (5) 調査地では、京都市東九条の希望の家が有名である。
- (6) 国籍主義の社会保障制度から零れ落ちた一世の高齢者福祉や無年金問題への対応も、こういった場で行われていく。
- (7) このような定住志向の運動に、韓国の民主化運動と連動した、政治犯釈放運動など祖国志向の運動とそのネットワークが交錯する。
- (8) 2001年、浜松市の呼びかけで外国人集住都市会議が開かれ、加盟都市を増減させながら今に至っている。
- (9) 各地でそれ以前から日本語指導等のための教員加配などが行われてきたが、「国際理解教育」の枠組みで対応するなどしてきたところが多い。2007年、文部科学省で「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」設置、翌年「外国人児童生徒教育の充実について(報告)」が出され、ナショナルレベルの施策がスタートする。多言語就学ガイドや、『外国人児童生徒受け入れの手引き』(2011)などが出され、

## 在日外国人問題の同時代性と地域性

- 2010年代半ば以降は、文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)」などが、各地の就学促進や日本語指導の充実のための施策を下支えしていくことになる。2020年には、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されている。
- (10) 市役所内部も、1985年に一般社団法人川崎地方自治研究センターを設立して、職員研修と職員よりの政策提案を積極的に行うなど、労組との関係も含めて協働ムードであった(元森・坂口 2020 : 170-171)。
  - (11) 川崎区桜本中・桜本小・東桜本小が1984年から「ふれあい教育」を行うなど、在日韓国朝鮮人児童生徒と向き合う教員の実践が展開される(星野 2005 : 108-115, 川崎市ふれあい館・桜本文化センター編 2018 : 80)。全市で見れば、研究会や公開授業を通じて、帰国子女教育や外国人教育など、それぞれの地域特性に応じた実践に取り組む教員と交流・情報交換がなされてきた(川崎市教育委員会人権・多文化共生教育担当聞き取りより)。在日韓国朝鮮人教育の実践が全市に広がったというより、地域特性に応じた実践が複数立ち上がり、交流していたというほうが正確であろう。
  - (12) 学校教育では、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる学校に、日本語指導を行うための国際教室の設置が進められている。2020年度以降は、児童生徒の母語が話せて日本語の初期段階を支援する支援員を一定時間配置すると共に、日本語指導が必要な児童生徒が4名以下の学校にも非常勤講師の派遣を行うなど施策の充実が図られている(川崎市教育委員会人権・多文化共生教育担当聞き取りより)。
  - (13) 民族学級促進の観点から見たら明らかな後退であるが、時流を考えたときに評価は単一ではないだろう。少なくとも、歴史上没交渉の時期の長かった市教委と民族講師が、この交渉の過程で顔の見える関係になるなど(元森・坂口 2021 : 208)、副産物も生まれている点は記憶される必要がある。
  - (14) 大阪における同和・解放教育と在日韓国朝鮮人教育の継承関係については、稲垣(2001)を参照のこと。部落差別と闘い、生活自律、低学力克服による「解放への自覚」を掲げる理論が、同様にして「民族的自覚」を高める実践につらなるのではないかとい指摘されている。
  - (15) 1993年時点で、府内7市10校1,800人の在籍生のうち、1,100名(60%)が在日韓国朝鮮人、特に一世であったという(民族教育促進協議会編 1995 : 63)。
  - (16) 大阪市教育関係者の聞き取りでは必ずというほど、「呼び」が先に来ることを強調いただく。日本人生徒の理解(「呼び」)があって初めて、外国人児童生徒のアイデンティティが保障される(「名のる」という実践なのである。このような考え方の背後には、先述のとおり部落民としての自覚を呼びかける解放教育の思想があるという)。
  - (17) 市教組の役員立候補文書に同和事業に関する差別的な認識が記されていた事件。
  - (18) 市外協は、東成区・生野区の中学校校長による研究会であったが、外国人生徒の怠

## 在日外国人問題の同時代性と地域性

- 学や荒れを当人の問題と批判的に見る報告書『外国人子弟の実態と問題点』を発行した。
- (19) 1978年、公立小中学校の韓国朝鮮人教諭が民族教育をすすめる会を結成。1984年の在日韓国・朝鮮人大学教職員懇談会主催「在日韓国・朝鮮人児童・生徒に民族教育の保障を求めるシンポジウム」の実行委員会が1985年に府教委に要望書を提出する。この実行委員会が発展的解消をしたのが民促協である(民族教育促進協議会編 1995)。なお、1985～86年には、民族学級の存続を求める会が教組や全国朝鮮人教育研究協議会(全朝教)らの日本人教職員と共闘する形で、府費覚書民族学級の民族講師の後任配置を求める運動を展開する。解放教育から続くネットワークが継承されていたことがわかる。
- (20) 大阪A氏は、民族クラブ推進を担ってきた立場からすると「政治的妥協」だと述べていた(聞き取りより)。
- (21) 関淳一市長時代(2003～2007)の同和関連不祥事で、行政と解放同盟と組合が連携して展開してきた人権施策が停滞したという見方や、維新の会が与党となるなかで人権施策への感度が低いという見解を調査中繰り返し返し耳にした。実際、たとえば市人教(大阪市人権教育研究協議会、市同教の名称変更)も市外教も教育委員会の研究委託を受けなくなり、任意団体化しているなどの影響は見られる。一方で、同和対策事業が終了するなか、人権部局自体が大きく縮小を迫られることはなく、それ以前からの施策は続いていたという見方も可能である。
- (22) 「大阪市多文化共生指針に基づく主な取り組み」<https://www.city.osaka.lg.jp/templates/chonaikaigi2/cmsfiles/contents/0000533/533982/siryu3.pdf>(2021/09/02アクセス)
- (23) 「日本語指導の保障」として、2020年度から、中部地方の初期支援校などに学んだ「プレクラス」を日本語指導員コーディネーター、プレクラスコーディネーター、母語支援員コーディネーターを配置した4つの共生支援拠点で展開している。2021年度以降は、「母語・母文化の保障」は、国際クラブを拡充する形で実装し、「多文化共生教育の推進」は、大阪大学未来共創センターと協定を結んで展開を考えているとのことである(大阪市教育委員会人権・国際理解教育担当聞き取りより)。

## 参考文献

- 鄭甲寿 2005『〈ワンコリア〉 風雲録—在日コリアンたちの挑戦』岩波ブックレット。
- 原野司郎 1993「『京都市立外国人教育方針』策定までのあゆみ」全朝教京都編・発行『在日のいま—京都発』, pp.50-58.
- 樋口雄一 2000「川崎市おおひん地区朝鮮人の生活状況—一九五五年前後を中心に」『海峡』20: 60-81.
- 星野修美 2005『自治体の変革と在日コリアン—共生の施策づくりとその苦悩』明石書店。

- 稲垣有一 2001「共生を育む学校教育を展望する—大阪市における《在日韓国・朝鮮人教育》実践史から」大阪教育大学附属教育実践総合センター『教育実践研究』1:1-21
- 磯田三津子 2015「1980年代初頭における在日コリアンを対象とした外国人教育の特質—「外国人教育の基本方針(試案)」(1981年)と京都市立陶化小学校の校内研究」『埼玉大学紀要教育学部』64(2):157-169.
- 河合俊治 1962「民族教育の視点—京都市陶化中学校の実践」『部落』155:87-91.
- 川崎市ふれあい館・桜本文化センター編・発行 2018『だれもが力いっぱい生きていくために—川崎市ふれあい館30年事業報告書(88~17)』.
- 川崎市教職員組合編・発行 1998『川教組50年の歩み』.
- 希望の家創立50周年世話人会編 2010『地域と共に50年—希望の家創立50周年記念誌』社会福祉法人カトリック教徒司教区カリタス会・地域福祉センター希望の家.
- 金兌恩 2006「公立学校における在日韓国・朝鮮人教育の位置に関する社会学的考察—大阪と京都における「民族学級」の事例から」『京都社会学年報』14:21-41.
- 金兌恩 2008「在日韓国・朝鮮人児童のアイデンティティとポジションナリティー—京都市立小学校における「民族学級」を事例に」『京都社会学年報』16:1-20.
- 金徳煥 1985「民族のマダン(広場)—生野民族文化祭」『月刊社会教育』29:29-3.
- 金光敏 2001「「大阪市在日外国人教育基本方針」の評価点と課題—共生社会の実現は民族教育の保障から」大阪市政調査会編『市政研究』133:74-80.
- 金光敏 2019『大阪ミナミの子どもたち—歓楽街で暮らす親と子を支える夜間教室の日々』彩流社.
- 京都市国際交流協会編・発行 1994『京都に生きる在日韓国・朝鮮人』.
- 倉石一郎 2001「マイノリティ教育における〈包摂〉原理の再検討:1970年前後の大阪市における在日朝鮮人教育をめぐる「言説の交代劇」から」『教育社会学研究』69:43-63
- コリアNGOセンター編・発行 2014『コリアNGOセンター—設立10周年記念誌』.
- マキー智子 2012「公立朝鮮人学校の開設—戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の一端」『日本の教育史学』50:45-57.
- 松下佳弘 2020『朝鮮人学校の子どもたち—戦後在日朝鮮人教育行政の展開』六花出版.
- 三国恵子 1999「在日韓国・朝鮮人の集住に関する研究—川崎南部地域を例として」『人口学研究』25:70-73.
- 民族教育促進協議会編・発行 1995『すべての同胞に民族教育を—民促協10年史』.
- 元森絵里子・坂口緑 2020「川崎市における在日外国人施策と地域実践—多文化共生の先進地域の成り立ちと現在」『明治学院大学社会学部付属研究所研究年報』50:159-175.
- 元森絵里子・坂口緑 2021「京都市における在日外国人教育と地域福祉—潮流の併存から地域・多文化交流ネットワークへ」『明治学院大学社会学部付属研究所研究年報』51:191-212.

- 森山定雄 1993『生涯学習と地域教育改革』エイデル研究所。
- 中島智子 1981「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格」『京都大学教育学部紀要』  
27：117-127。
- 大阪市外国人教育研究協議会編・発行 1986『市外教再発足十五周年記念誌(その一)』。
- 大阪市外国人教育研究協議会編・発行 2011『つむごう未来へ～響きあう子どもたちを育む  
～：大阪市外国人教育研究協議会40周年記念誌』。
- 朴正恵編著 2008『この子らに民族の心を一大阪の学校文化と民族学級』新幹社。
- 朴実 2007「東九条 いま むかし—東九条マダンに託す願い」世界人権問題センター編・発  
行『講座・人権ゆかりの地をたずねて 2006年度講演録』, pp.165-184。
- 坂口緑 2022「生涯学習・社会教育行政と多文化共生施策が交差する時—大阪府大阪市の場  
合」『明治学院大学社会学部附属研究所研究所年報』 52：3-15。
- 成玖美 1997「国民教育論における民族観—その限界と今日的意義」『東京大学大学院教育  
学研究科紀要』 37：341-349。
- 孫・片田晶 2016「1960年代の日教組教研の在日朝鮮人教育論—「在日朝鮮人教育」の変容」  
『社会学評論』 67(3)：385-301。
- 孫ミギョン・高正子 2018「日本における在日外国人の非営利組織活動に関する一考察—コ  
リアNGOセンターを事例に」『コリアン・スタディーズ』 6：42-59。
- 杉原達 1998『越境する民：近代大阪の朝鮮人史研究』新幹社。
- 田村孝 2008「在日外国人教育基本方針策定に向けた道のり」朴編『この子らに民族の心を』,  
pp.163-172。
- 田村太郎 2016「多文化共生社会の形成とダイバーシティ社会への期待」『ガバナンス』  
186：23-25
- 田中聡 2008「地域社会の生涯学習の基礎としての『識字』のあり方を考える」大阪市立大  
学『人権問題研究』 8：5-40。
- 宇野豊 2001「京都東九条における朝鮮人の集住過程(一)」『世界人権問題研究センター研  
究紀要』 6：43-80。
- 山本崇記 2020『住民運動と行政権力のエスノグラフィ—差別と住民主体をめぐる〈京都  
論〉』晃洋書房。